

新入生の保護者の皆様へ

令和6年4月5日
 栃木高等学校 事務室

「高等学校等就学支援金」（令和6年4月分～令和6年6月分）申請の御案内

1 就学支援金制度について

生徒の保護者等の所得に応じ、県立高校の授業料が無償になる国の制度です。

授業料無償となるためには、必ず申請が必要です。申請がない場合、授業料をお支払いいただくこととなります。

所得判定基準については裏面のとおりです。全国平均で8割程度の家庭が対象になっていますので、申請いただくことをおすすめします。

2 就学支援金の申請について

(1) 申請方法等について

○ 就学支援金の申請は、支給を希望しない方も含めてオンライン上（PC やスマートフォン）で、各自で申請等登録をお願いします。（別添リーフレット参照）

※支給を希望しない方もオンライン上で「希望しない」旨を登録します。

○ 申請等の手続に必要な **ログインID・パスワードは入学式当日配付**します。**卒業まで紛失しないよう**ご注意ください。

○ 申請マニュアルについては栃木高校ホームページ（<https://www.tochigi-edu.ed.jp/tochigi/nc3>）の「就学支援金のページ」でご覧いただけます。申請を開始する前にご一読いただき、必要なものをご準備いただいてから開始するとスムーズに進みます。

○ 迷惑メール（受信拒否）設定を利用している場合は、e-shien@mext.go.jp 及び tochigi-hs@pref.tochigi.lg.jp からのメールが届くように設定変更してください。

※ やむを得ずオンライン申請ができない場合には、ご相談ください。

(2) オンライン申請等登録期間 令和6年4月5日（金）から4月15日（月）まで

(注意事項)

※ 市町村民税が未申告の場合は、課税情報の確認ができないため、税の申告後に、改めて住民税決定証明書等の提出をお願いする場合があります。税の申告が済んでいない場合は、必ず事前に申告手続きを行っていただくようお願いいたします。

※ 上記のほか、必要に応じて健康保険証の写しや生活保護受給証明書等の書類の提出をお願いする場合があります。あらかじめ御承知置き願います。

3 税照会情報の不開示を希望する場合

○ 提出されたマイナンバーで課税情報を照会するにあたって、DV や虐待等の被害により避難されている方は、希望する場合、所在地につながる情報を秘匿するため、マイナポータルで閲覧できる照会関連情報を不開示とすることができます。

○ 情報の不開示を希望する方は、(1) のオンライン申請と併せて、「**情報不開示希望申出書**」を提出いただく必要がありますので、事務室までご連絡ください。

4 審査の結果について

審査結果については、7月末～8月上旬頃、通知でお知らせいたします。

◆所得判定基準（以下の計算式により、認定・不認定を判断します。）

算定に必要な課税情報は、原則としてマイナンバーを利用して取得します。

【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除額（※）
= 30万4,200円未満…認定（授業料が無償となります。）
= 30万4,200円以上…不認定（授業料をお支払いいただきます。）

- ※ 年収目安910万円未満の世帯が該当します。原則として、所得判定基準額は親権者の合算額です。
- ※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除額」に3/4を乗じて計算します。
- ※ 早生まれ（平成21年1月2日から4月1日生まれ）の生徒については、以下により算定。
「(市町村民税の課税標準額 - 33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除額」